# 2012 年世界無線通信会議(WRC-12)に向けた我が国の暫定見解

## 議題 1.1 脚注からの自国の国名の削除

決議第 26(WRC-07、改)に従い、主管庁からの要求を考慮し、不要な場合には、当該国の脚注を削除し、又は、脚注から当該国の国名を削除すること

## <議題の概要>

無線通信規則(RR)の周波数分配表を簡素化するため、主管庁からの要請により、不要となった国別分配について脚注又は脚注中の国名を削除するもの。

#### <暫定見解案>

特になし。

#### 議題 1.2 国際的な周波数管理枠組の見直し

決議 951 (WRC -07 改)に基づくITU-R での研究を考慮し、国際的な周波数管理の枠組を改善するために適切な措置を執ること

## <議題の概要>

現在の無線通信業務とその利用を考慮しつつ、現在そして将来の無線応用技術の要求を満たすべく、無線通信規則(RR)の拡張を行う際の考え方と手続に関する ITU-R での検討を考慮し、一般的な周波数分配及び手続事項について研究を行うもの。

## く暫定見解案>

既存のシステムや既存の業務に影響を与えることのないようにすることに留意すべきことを踏まえ、固定業務、移動業務、放送業務及び衛星業務について、既存の 定義等を維持することが適当である。

#### 議題 1.3 無人航空機システム(UAS)のための周波数並びに規制関連事項

決議第 421(WRC-07)に従い、無人航空機システム(UAS)の安全な運用を可能にするために、ITU-R の研究結果に基づき、スペクトルの必要性及び周波数の分配も含めた可能な規制上の措置を検討すること

## <議題の概要>

UASの遠隔操縦に係る「指令・制御・管制中継用」それぞれの周波数や安全航行に係る周波数について、追加分配を含むスペクトル要求及び実行可能な制度について検討するもの。

WRC-12では、UASの運航に必要な周波数分配を決定するための「技術・制度・運用」に係るそれぞれの勧告案の策定、他業務との共用検討及び UAS 搭載物の種類別に必要な通信手段

に係る報告又は勧告案の検討を行う。

# <暫定見解案>

UAS については、ITU-R WP5B において議論がなされているところであり、引き 続き ITU-R における研究活動を支持する。

# 議<u>題 1.4 112-117.975MHz</u> 帯, 960-1164MHz 帯及び 5000-5030MHz 帯における航空移動(R) 業務の導入の促進

決議第 413(WRC-07 改)、第 417(WRC-07)及び第 420(WRC-07)の規定に従い、 112-117.975MHz 帯, 960-1164MHz 帯及び 5000-5030MHz 帯の各周波数帯において新しい 航空移動(R)業務(AM(R)S)システムの導入を促進させるような何らかの規制上の更なる方策を、 ITU-R の研究結果に基づいて検討すること

## <議題の概要>

## ①108-117.975MHz 帯(決議第 413)

108-117.975MHz 帯を使用する航空移動(R)業務(112MHz 以下の周波数帯については ICAO で定められたものを除き、原則使用禁止)について、87-108MHz 帯を使用する放送業務(FM放送及び ITU-R 勧告 BS.1114 に基づくデジタル音声放送)との両立性検討を行い、勧告案の策定を行うもの。

#### **②960-1164MHz 帯**(決議第 417)

960-1164MHz 帯を使用する航空移動(R)業務について、航空無線航法システム(同一周 波数帯を使用する航空無線航行業務)及び衛星測位システム(1164MHz-1215MHz 帯を使 用する無線航行衛星業務)との共用検討を行うもの。

#### (3)5000-5030MHz 帯(決議第 420)

空港面におけるアプリケーションを目的とした航空移動(R)業務について、5091-5150MHz 帯が周波数要求を満足するか優先的に調査を行い、必要な場合には5000-5030MHz帯の分配可能性を調査する。また、5000-5030MHz帯を使用する航空移動(R)業務について、同周波数帯の衛星測位業務及び4990-5000MHz帯を使用する電波天文業務との共用検討を行い、勧告案の策定を行うもの。

- (1) 108MHz 以下のデジタル音声放送(ITU-R 勧告 BS.1114)との両立性条件を検討した上で、新しい航空移動(R)業務システムの導入を促進するための検討を行う ITU-R の活動を引き続き支持する。
- (2) WRC-07 決議第 417 に従って、960-1164MHz 帯における新しい AM(R)S システムの導入を促進するための ITU-R の活動を支持する。
- (3) ITU-R における 5091-5150MHz 帯で 5GHz 帯の AM(R)S 周波数需要が満たされるかの検討は、慎重になされるべきである。AM(R)Sの需要が存在するとの判断により 5000-5030MHz 帯の分配可能性を調査する場合においては、AM(R)Sが RAS 及び RNSS を含む既存の無線通信業務に過度な制約を与えないことが示される必要があると考える。

# <u>議題 1.5 ENG(Electronic News Gathering)のための世界共通又は地域共通な周波数事項の検討</u>

決議954(WRC-07)及びITU-Rでの検討に基づき、ENGのための世界共通又は地域共通な 周波数事項の検討を行う

#### <議題の概要>

ITU-Rでの検討に基づき、WRC-12において、ENGのための周波数幅及びチューニング範囲に関して、世界共通又は地域共通の周波数帯域特定の実行可能性について検討するもの。また、ENGの周波数の調和を可能とする手法について特定するもの。

#### く暫定見解案>

ITU-R WP5C での研究活動を引き続き支持する。なお、世界共通/地域共通の ENG 用周波数帯に関する具体的な提案を検討するに際しては、ITU-R(SG5 WP5C)において示された周波数帯における利用実態データを踏まえた上で当該 帯域における既存の各種業務等が確実に保護されるよう配慮すべき。また同じく ITU-R で提示された Method 案の検討においては、ENG 向け周波数帯が特定される前に Method のみを先行して確定することは適切ではない。

# 議題 1.6 275-3000GHz の受動業務周波数利用に関する無線通信規則脚注 5.565(以下脚注 5.565とする)の見直し及び光空間通信に関する手続事項の検討

決議第 950(改、WRC-07)に従い、275GHz から 3000GHz における受動業務によるスペクトラム利用を現行化するため、脚注 5.565 を見直すこと、また、決議第 955(WRC-07)に従い、ITU-R の研究結果を考慮しつつ、自由空間光通信リンクのために可能な手続を検討すること

#### <議題の概要>

本議題は、2つの決議(950、955)に関連するものであり、決議ごとに分けて検討されている。

- ①日・米・加・欧州共同の電波天文観測計画等の受動業務のための周波数利用を検討するもの【275-3000GHz、決議第 950】
- ② 光通信リンクのための可能な手続を検討するもの【3000GHz 超、決議第 955】

## <暫定見解案>

① 決議第 950 関係(275-3000GHz)

脚注 5.565 の見直しを支持し、追加する受動業務用の周波数帯については、ITU-Rにおける同帯域を特定するための研究結果を踏まえて、適切に設定されるべきである。

② 決議第 955 関係(3000GHz 超)

自由空間光リンクについては、ITU-R WP5C において議論がなされているところであり、日本は、ITU-R における研究活動を引き続き支持する。

# 議題 1.7 1.5/1.6 GHz における航空移動衛星(R)業務用周波数の長期安定的な使用

決議第 222(WRC-07、改)の規定に従い、航空移動衛星(R)業務の要請を満たすのに必要な長期的なスペクトルの使用可能性及びスペクトルへのアクセスを確保するために、ITU-R の研究の結果を検討し、1525-1559MHz 帯及び 1626.5-1660.5MHz 帯での移動衛星業務への一般的な分配は変更せずに、この問題に関して適当な措置を執ること

#### <議題の概要>

航空移動衛星(R)業務の安定した周波数利用を確立するため、適切な技術、運用及び規則を検討するもの。

#### く暫定見解案>

- (1)現在のR.R.脚注5.357A及び決議第222の優先規定を実効的なものにするための規則手続に関する検討をAPT加盟各主管庁とともに推進することが必要であると考える。
- (2) ITU-R WP4CにおけるAMS(R)Sの長期的周波数需要予測に係る研究の推進を支持する。また、AMS(R)Sの周波数要求量見積方法の勧告(ITU-R M.[AMSRS SPECTRUM ESTIMATE])は、RA-12までに完成させることが必要であると考える。
- (3)決議第 222 に基づく研究により、既存の帯域幅(2×10MHz)で AMS(R)S 通信 の長期需要を満たすことができないということが示された場合に限り、適切な 規則規定によって他の周波数帯への AMS(R)S の追加分配を考慮することが 必要であると考える。

## 議題 1.8 71-238GHz の固定業務に関連する技術的、規則的事項の検討

決議 731 (WRC-2000) 及び 732 (WRC-2000) に従い、71-238 GHz 帯における固定業務に関連する技術的、規則的事項について検討する

### <議題の概要>

決議 731(71GHz 以上における受動及び能動業務間の共用及び隣接周波数帯の両立性に関する問題の検討)及び決議 732(71GHz 以上における能動業務間の共用に関する問題の検討)に基づいて検討するもの。

#### く暫定見解案>

71-238GHz 帯はギガビット級の固定業務方式に適当であることから ITU-R WP5C での研究を引き続き支持すること、また、71-238GHz 帯に既に分配されている他の業務について確実に保護されるべき。

# 議題1.9 海上移動業務における新デジタル技術の導入のための付録第17号の周波数及びチャ ネル配置の修正

新しいデジタル技術を海上移動業務に導入するために、決議第351(WRC 07、改)の規定に 従い、無線通信規則の付録第17号の周波数とチャンネルの配置を改定すること

#### く議題の概要>

海上移動業務にHF デジタル通信を本格的に導入するために、無線通信規則付録第 17 号の 周波数とチャンネル配置の改訂と移行期間を明確にするもの。

#### く暫定見解案>

付録第 17 号の改訂に当たっては、GMDSS で使用する DSC、NBDP 及び MSI 用周波数の維持、既存システムとの共存、一定の移行期間の設定、A1A モールス 通信維持を望む主管庁はクレーム申し立てができないことを条件に継続使用を可能とすべき等の APT 暫定見解及び IMO 暫定見解を支持する。

また、2009 年 11-12 月の第 4 回 ITU-R WP5B で取りまとめられた暫定 CPM テキスト案を基本的に支持するが、新デジタル技術に使用する帯域について、帯域幅フリーの状態であるため、主管庁、地域により通信チャンネル、帯域幅が独自に設定される恐れがあり、通信に混乱をきたすこととなることから、チャンネルと帯域幅を規定すべきと考える。更に、新規 SSB チャンネルの割り当てを可能することは議題外であると考える。

## 議題 1.10 船舶港湾安全システムの運用に関する周波数関連事項

決議第 357(WRC-07)の規定に従い、船舶と港湾のための安全システムの運用に関する周 波数の分配の要請及び関連する規制上の条項を検討すること

#### <議題の概要>

①船舶と港湾の保安と海上安全システムの運用のために無線通信規則の関連条項の改正、 ②海上移動業務に対して 1GHz 以下の新たな周波数分配及び③海上移動業務に分配されている 156-162.025MHz 帯の海上移動衛星業務への追加分配を検討するもの。

## <暫定見解案>

貨物輸送の保安向上に関する将来要求を明確化するためのITU-Rの検討、及びいかなる変更もGMDSSで使用している周波数に影響を与えないこととするAPT 暫定見解を支持すると共に、AISメッセージの衛星検出、保安通信と保安情報の放送、貨物コンテナの識別と追跡、e-Navigationコンセプトの進展状況のモニタリング、保安警報と安全情報のためのHFデータシステム、決議第342に従ったVHFデータシステム、港湾関連事項としてのAppendix 18への1周波チャンネルの追加及びブロードバンドメッシュネットワークについてのITU-R WP5Bの検討を支持する。

### 議題 1.11 22.55-23.15GHz帯における宇宙研究業務への一次分配の検討

決議 753(WRC-07)の規定に従い、ITU-R の研究結果を考慮して、22.55-23.15GHz 帯における宇宙研究業務(地球から宇宙)への一次分配を検討すること

## <議題の概要>

月探査ミッション等で使用される 25.5-27GHz 帯ダウンリンクとペアになるアップリンク周波数帯を確保する目的で、22.55-23.15GHz 帯における宇宙研究業務への一次分配を検討するため、宇宙研究業務と既存業務との共用基準の策定や周波数分配表の改定について研究するもの。

### <暫定見解案>

宇宙研究業務(地球から宇宙)への分配は、他業務との共用可能性に関する ITU-Rの研究を考慮して適切に判断されるべきである。

## 議題 1.12 37-38GHz 帯における航空移動業務からの干渉に対するその他業務の保護

決議 754(WRC-07)の規定に従い、ITU-R の研究結果を考慮して、37-38GHz 帯における一次業務を、航空移動業務の運用によって生じる混信から保護すること

#### <議題の概要>

37-38GHz 帯における一次業務を航空移動業務による干渉から保護する目的で、航空移動業務と既存業務との共用基準の策定や周波数分配表の改定について研究するもの。

37-38GHz帯における一次業務の保護にあたっては、当該帯域での共用可能性に係るITU-Rにおける研究を考慮し、航空移動業務から他の一次業務への受け入れがたい干渉が除去されるよう適切な措置が執られるべきである。

# 議題 1.13 第 1 地域及び第 3 地域の 21.4-22GHz における放送衛星業務と関連するフィーダリンクの周波数利用

決議 551 (WRC-07) に基づく ITU-R の研究を考慮し、第 1 及び第 3 地域における 21.4-22GHz 帯衛星放送業務と、それに関連するフィーダリンクについて周波数利用法を決定する

### <議題の概要>

第 1、第 3 地域における 21.4-22GHz 帯(21GHz 帯)BSS とそれに関連するフィーダリンクに関する研究結果をレビューし利用方法を決定するもの。

## く暫定見解案>

第 3 地域における 21GHz 帯を使用する将来の衛星放送サービスの利用可能性を確保する観点ならびに21.2-21.4GHz 帯及び22.21-22.5GHz 帯を利用する他業務の保護の観点もふまえつつ、第 3 地域における降雨減衰量や将来のスーパーハイビジョン放送を考慮し、21GHz 帯を利用する将来の衛星放送業務の導入に支障がないよう、プラン化には反対する。また、制限を課す調整については、制限の内容が明らかではないことから、21GHz 帯を利用する将来の衛星放送業務の導入に支障がないよう適切に検討されるべきである。

## 議題 1.14 VHF 帯における無線標定業務への分配の検討

決議 611(WRC-07)に基づき、無線標定業務(Radiolocation Service:RLS)の新たなアプリケーションのための必要条件を考慮し、30-300MHz 帯における無線標定業務の導入に向けた 周波数分配あるいは規定について検討すること

#### く議題の概要>

ITU-R での研究結果に基づき、無線標定業務の新しいアプリケーション導入のため、2MHz 幅を上限として当該業務への 30-300MHz 帯への一次的基礎での分配を検討するもの。

一般的な既存の固定業務及び移動業務の保護を確保した ITU-R による 154-156MHz 帯の共用検討の結果を支持する。この検討結果を踏まえ、我が国では、デブリレーダーの運用にあたって、既存の地上系無線システムへの影響について個別具体的な検討が必要であると考える。

## 議題 1.15 3-50MHz における海洋レーダーへの周波数分配の検討

決議第 612(WRC-07)の規定に従い、ITU-R の研究結果を考慮して、海洋レーダーのアプリケーションのための、3-50MHz 帯の範囲での無線標定業務への可能な分配を検討すること

#### <議題の概要>

- (1) ITU-R は 3-50MHz において海洋レーダーアプリケーションのための適切な周波数帯域と 共用検討のために必要な海洋レーダーの特性を確認すること。
- (2) ITU-R は(1)で特定した周波数帯における既存業務との共用検討を行うこと。
- (3) (2)の検討によって既存業務との両立性が確認されたなら、WRC-12 において 3-50MHz のいくつかの適切な周波数帯域において海洋レーダーへの周波数割り当てを行うよう勧告する。

#### く暫定見解案>

ITU-Rにおける海洋レーダーと他業務との共用検討が、既存業務に有害な混信を生じないという結論に至った場合は、3-50MHz帯における海洋レーダー運用のために無線標定業務への分配を考慮すべきである。

#### 議題 1.16 20kHz 未満における雷観測のための気象援助業務の検討

決議 671(WRC-07)の規定に従い、20kHz 未満の周波数範囲での分配可能性も含めて、気象援助業務における雷探知のための受動システムの必要性について検討し、適当な措置を執ること。

#### <議題の概要>

20kHz 未満の周波数帯における雷観測のための気象援助業務への分配を検討するため、気象援助業務の技術的条件や気象援助業務と既存業務との共用基準について研究するもの。

## <暫定見解案>

気象援助業務への分配は、他業務との共用可能性に関する ITU-R の研究を考慮して適切に判断されるべきである。

## 議題 1.17 第 1 及び第3地域の 790-862MHz における移動業務とその他の業務の共用検討

決議第 749(WRC-07)の規定に従い、第一及び第三地域での 790-862MHz 帯における移動業務とその他の業務との間の共用研究の結果を、この周波数帯に分配されている業務の十分な保護を確保するために検討し、必要な措置を執ること

#### <議題の概要>

第 1 地域及び第 3 地域の 790-862MHz について、現在当該周波数が割り当てられている業務を保護するために、移動業務とその他の業務の共用検討を実施するもの。

## <暫定見解案>

- ・第3地域(イランを除く)においては、GE-06 協定が適用されるべきでなく、R Rの変更は必要ない。
- ・既に移動業務が導入されている周波数帯であることに鑑み、移動業務に関し過度な制約を設けるべきではない。

## 議題 1.18 2483.5-2500MHz 帯における RDSS(↓)の世界的な一次格上げについて

決議 613(WRC-07)により、2483.5-2500MHz 帯における無線測位衛星業務(宇宙から地球) (Radio Determination Satellite Service (space to earth): RDSS(↓))に対する既存の一次及 び二次分配を世界的な一次分配に格上げすることについて検討し、ITU-R の研究に基づいて必要な規定を定めること。

# <議題の概要>

2483.5-2500MHz 帯において、無線測位衛星業務(宇宙から地球)を世界的に一次分配した場合に、その他の業務との間で共用可能かどうか検討するもの。ITU-R は WRC12 までに、適切な技術的、運用的及び規則的な研究を実施し、勧告を作成する予定である。

### く暫定見解案>

2483.5-2500MHz帯の既存分配上の既存業務の保護がITU-Rの研究にて確認されることが必要であり、引き続きITU-Rにおける研究活動を支持する。

## 議題 1.19 ソフトウェア無線及びコグニティブ無線の導入に向けた規制事項に関する検討

決議第956(WRC-07)の規定に従い、ITU-Rの研究結果に基づき、ソフトウェア無線及びコグニティブ無線の導入を可能にするために、規制上の措置とその妥当性を検討すること

### <議題の概要>

コグニティブ無線(CRS)及びソフトウェア無線(SDR)の導入に関する規則面からの措置の必要性を検討し、その検討結果にもとづき、WRC-12において適切な措置を講じるもの。

- ・CRS や SDR は、周波数の特定や共用検討を要する「業務」ではなく、「技術」の一つであり、現行の RR の範囲で対応可能と考えるため、RR の改訂は不要である。
- ・CRS や SDR は、効率的な周波数利用を可能とする技術であり、将来の発展を阻害する過度な制約を設けることは適当ではない。

## <u>議題 1.20 5850-7075MHz における HAPS 用中継線(Gateway link)への周波数特定</u>

決議 734 に従い、5850-7075MHz の間において HAPS 用中継線 (Gateway link)向け周波数帯を特定する

#### <議題の概要>

5850-7075MHz において同一周波数帯を使用している既存の他業務の保護を前提に 1 チャンネル当たり80MHz として2 チャンネル分(合計 160MHz)の周波数帯をHAPSの中継線用として特定するもの。

## く暫定見解案>

5850-7075MHz 帯については、ENG、FWA、固定無線中継方式及びFSSで周波数がひつ迫している状況であることから、HAPS と他業務間との共用研究を行うITU-Rでの研究活動を支持するとともに、共用基準の策定に当たっては、当該周波数帯の既存業務が確実に保護されるべき。

# 議題 1.21 15.4-15.7GHz 帯における無線標定業務への一次分配の検討

決議 614(WRC-07)により、ITU-R の研究に基づき、15.4-15.7GHz 帯における無線標定業務 (Radiolocation Service: RLS)への一次分配を検討すること

### <議題の概要>

決議 614(WRC-07)により、ITU-R の研究に基づき、15.4-15.7GHz 帯における無線標定業務への一次分配を WRC-12 において検討するもの。ITU-R は、WRC-12 までにこれらの帯域における既存業務である航空移動業務及び固定衛星業務と無線標定業務との間での共用について研究を行い、この結果に基づいて勧告を作成する予定である。

#### く暫定見解案>

ARNS 及び FSS 分配並びに隣接帯 15.35-15.4GHz の RAS を保護するため、無線通信規則第5条の必要な規制条項を定めることとし、分配表の 15.4-15.7GHz に一次無線標定分配を追加するという ITU-R の研究結果を支持する。この分配

は、RR に従って運用している既存業務に制約を与えてはならない。

### 議題 1.22 短距離無線機器からの発射の無線通信業務への影響の検討

決議第953(WRC-07)の規定に従い、短距離無線通信装置からの発射が無線通信業務に及ぼす効果を検討する

## <議題の概要>

無線通信業務が適切に保護されるよう、無線通信規則で ISM 機器の運用可能となっている周波数帯の内外における短距離無線機器(SRD)、特に RFID からの発射について検討を行うもの。

## く暫定見解案>

- ・既存のサービスは SRD からの有害な干渉から保護されるべきである。多くの既存の SRD はその他の既存業務に有害な影響を与えず現在使われていることから、既存の SRD に過度な制約を設けることは適当でない。
- ・本議題の検討にあたっては SRD のアプリケーションの将来の発展を阻害する 過度な制約を設けることは適当でない。

## 議題 1.23 415-526.5kHz におけるアマチュア業務の 2 次分配の検討

既存の業務を保護する必要性を考慮しながら、415-526.5kHz 帯での約 15kHz を二次的基礎でアマチュア業務に分配することを審議する

#### <議題の概要>

既存業務等の保護の必要性を考慮しながら、415-526.5kHz からの約 15kHz 幅のアマチュア 業務への 2 次分配を検討するもの。

#### <暫定見解案>

アマチュア業務への 2 次分配を行うことを支持する。ただし、既存業務の保護の 検討を十分に行うことが必要である。

## 議題 1.24 7750-7850MHz 帯における気象衛星業務の 7900MHz までの分配拡張の検討

決議 672(WRC-07)の規定に従い、気象衛星業務への 7750-7850MHz 帯の既存分配について、非静止気象衛星の宇宙から地球方向に限り、この分配を 7850-7900MHz 帯に拡大する目的で検討すること

## <議題の概要>

非静止気象衛星業務(宇宙から地球)の 7850-7900 MHz 帯への分配拡張を検討するため、

気象衛星業務と既存業務との共用基準の策定や周波数分配表の改定について検討するもの。

### く暫定見解案>

気象衛星業務(宇宙から地球)への分配は、他業務との共用可能性に関する ITU-R の研究結果を考慮して適切に判断されるべきである。

## 議題 1.25 移動衛星業務への追加分配の検討

決議第 231(WRC-07)の規定に従い、移動衛星業務への、可能な追加的分配について検討する。(4-16GHz 帯に焦点を当てて検討。)

#### <議題の概要>

WRC-12 に向けて、特に 4GHz から 16GHz 帯に焦点を当てて、本帯域における既存業務に不当な制限をかけることなく、共用性及び両立性を考慮に入れて、地球から宇宙方向及び宇宙から地球方向の移動衛星業務に、新たに分配できる可能性のある帯域の研究を完了させるもの。

### <暫定見解案>

当該議題で扱う、特に 4-16GHz 帯に焦点を当てた周波数帯は、各国とも各種業務に割当てていることから、議題の検討にあたっては、既存の、計画中の及び将来の無線通信業務の保護が確実になされ、ITU-R の研究を踏まえて適切に判断されるべきである。また、既存の、計画中の及び将来の無線通信業務を保護すべく、関連 WPs から責任グループである WP4C に提出された意見は十分に反映されるべきである。加えて移動業務に関しては、日本では、4400-4500、4800-4990MHz の周波数帯において IMT を含む移動業務での使用を予定しており、それらのサービスに対する移動衛星業務からの有害な干渉から、十分な保護が示されない限り、移動衛星業務に追加分配すべきでない。

## 議題 2 無線通信規則に参照による引用をされた ITU-R 勧告の参照の現行化

決議第 28(WRC-03、改)に従って、無線通信規則において参照により引用され、無線通信総会から連絡のあった改定 ITU-R 勧告を調査し、決議第 27(WRC-07、改)の付録にある原則に従って、無線通信規則における当該参照の現行化の是非について検討すること

#### <議題の概要>

無線通信規則(RR)において義務規定として参照・引用されている ITU-R 勧告が WRC-07 から WRC-12 までに改定された場合、当該改定 ITU-R 勧告について RR における参照・引用の更新を行うか否かを検討するもの。参照・引用の更新をしない場合、改訂前の勧告が引き続き引用される。

また、RR が ITU-R 勧告を引用している場合において、義務的なものとして引用しているか否

か不明確な場合について、明確化に努めるもの。

#### <暫定見解案>

特になし。

#### 議題4 決議・勧告の見直し

決議第 95(世界無線主管庁会議(WARC)及び WRC の決議及び勧告の全般的な見直し: WRC-07、改)に従い、過去の世界無線通信会議の決議及び勧告を改正、置換又は廃止する観点から見直すこと

#### <議題の概要>

過去の世界無線通信会議で策定された決議及び勧告について、改正、置換又は廃止の観点から見直すもの。他の議題で取り扱わないWRC決議・勧告が対象。

#### <暫定見解案>

特になし。

# 議題7 衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続の見直し

全権委員会議決議第86(2002年マラケシュ、改)「衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続」に応じ、決議第86(WRC-07、改)に従って、可能な変更について検討すること

#### <議題の概要>

衛星網の国際調整手続の更なる簡素化、BR における衛星網のファイリングの処理にかかる 事務処理の積滞解消及び BR と主管庁のコスト削減を達成するため、衛星網にかかる調整及 び通告の手続の見直しを行うもの。

#### く暫定見解案>

衛星調整手続に関する BR の事務処理簡素化を引き続き支援するが、その見直 しに当たっては、BR の事務処理量の軽減に伴う各国主管庁への事務負担増等も 考慮の上、幅広い視点から検討を行い、真に有効なものを見極めて採用すべきで ある。なお、RR の第 5 条、第 9 条及び第 11 条を大幅に書き換え、組み替えること は、他の条項への予期し得ない影響や矛盾を引き起こす可能性があるため、適当 ではない。

## 議題 8.1 無線通信局長報告の検討

以下の無線通信局長報告を検討して承認すること

### 議題 8.1.1 (Issue A) 妨害からの無線通信サービスの保護

決議 63 無線通信サービスの十分な保護を保証するために、無線通信規則でISM機器 用として割り当てられた周波数帯又はそれ以外の周波数帯で使用される ISM 設備からの 放射に課する許容値に関する研究が必要。

議題 8.1.1 (Issue B) 無線通信規則付録第 30A 号第 9A 条及び同付録第 30 号第 11 条の表における備考欄の更新を行う

- 議題 8.1.1(Issue C) 地球観測アプリケーションについて
- 議題 8.1.2 無線通信規則の適用の際に生じた困難又は矛盾、及び
- 議題 8.1.3 国際電気通信連合条約第7条に従って、決議第80(WRC-07、改)に応じた措置に関する無線通信局長の報告を検討し承認すること。

#### <議題の概要>

#### 議題 8.1.1(Issue A)

無線通信サービスの十分な保護を保証するために、無線通信規則で ISM 機器用として割り当てられた周波数帯又はそれ以外の周波数帯で使用される ISM 設備からの放射に課する許容値に関する研究をするもの。

# 議題 8.1.1(Issue B)

無線通信規則付録第 30A 号第 9A 条及び同付録第 30 号第 11 条の表の備考欄について分析を行い、必要に応じ更新を行うもの。

#### 議題 8.1.1(Issue C)

地球観測無線通信アプリケーションの重要な役割や世界的な重要性の認識及びこれらアプリケーションの利用や利点に関する主管庁の知識や理解を向上させるための研究を行い、WRC-12 での無線通信局長報告書のなかで本研究成果を包含できるようにするもの。なお、本件は新たな分配や追加的な保護を求めるものではない。

## 議題 8.1.2

RR を実際に適用していくなかで遭遇する、失効している規定や相互に矛盾する規定について無線通信局長が報告にまとめ、WRC で検討、承認するもの。

#### 議題 8.1.3

決議 80(静止衛星軌道やその他の衛星軌道及び周波数の合理的、公平、効果的かつ 経済的な使用手続について研究することを規定)に基づき、ITU 憲章第 44 条に含まれる基 本原則について、今後 ITU-Rで研究のうえ RRB において審議し、その進捗状況を無線通信 局長報告として毎回の WRC に報告、WRC で検討、承認するもの。

#### <暫定見解案>

議題 8.1.1 Issue A

特になし。

議題 8.1.1 Issue B

特になし。

議題 8.1.1 Issue C

特に地球観測に焦点をあてた ITU-R レポート「気候変動、天気、水、災害予測・検出・軽減及びその他科学応用のための地球観測用電波利用の貴重な役割や世界的な重要性」の作成が関連無線業務の理解を深める重要な手段となることを踏

まえ、ITU-Rにおける研究を支持する。

議題 8.1.2

特になし。

議題 8.1.3

特になし。

# 議題 8.2 将来の世界無線通信会議の議題

次回の世界無線通信会議の議題に盛り込む項目を理事会に勧告すること並びに決議第 806 (WRC-07)を考慮して、後続の世界無線通信会議のための仮議題及び将来の世界無線通信会議で検討する可能性のある議題に関する見解を表明すること

## <議題の概要>

次回、次々回以降の世界無線通信会議の仮議題等を設定するもの(決議第806はWRC-15の仮議題)。

# <暫定見解案>

特になし。